

中央区低入札価格調査制度運用要綱

平成13年6月4日

13中総経第67号

(目的)

第1条 この要綱は、中央区が行う契約に係る入札において調査基準価格を設定し、同価格を下回る入札があった場合に、その入札価格で契約の内容に適合した履行が確保できるか否かについて調査し、及び落札者を決定し、もって低価格の契約に係る適正な入札の実現を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱に定める調査基準価格の設定及び調査は、入札予定価格が3,500万円以上の工事請負契約を対象とする。ただし、中央区施工能力等審査型総合評価方式要綱（平成20年1月10日19中総経第170号）第1条に規定する施工能力等審査型総合評価方式による工事請負契約及び中央区建設共同企業体発注工事における総合評価方式実施要綱（平成24年4月2日24中総経第17号）第1条に規定するJV工事総合評価方式による工事請負契約は、対象としないことができる。

(調査基準価格)

第3条 調査基準価格は、当該工事ごとに予定価格の100分の92から100分の75までに相当する額の範囲内の額とする。

(中央区低入札価格調査委員会)

第4条 入札価格が調査基準価格に満たなかった場合において、その履行の可否を審査するため、中央区低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、中央区指名業者選定等委員会規則（昭和43年5月中央区規則第21号）第3条に規定する委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する委員以外の者を臨時に委員とすることができる。

(入札の実施)

第5条 総務部長は、入札の結果、調査基準価格未満の入札が行われた場合には、入札者に対して落札の決定を保留する旨を宣言するとともに、落札者を後日決定することを周知して、入札を終了させる。

(調査の実施)

第6条 総務部長及び当該契約締結の請求者（以下「契約担当者等」という。）は、調査基準価格未満の入札を行った者から、次の事項について調査を行う。

- 一 その価格により入札した理由及び入札価格の内訳
- 二 契約対象工事付近及び関連する手持工事の状況
- 三 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連
- 四 手持資材及び資材購入先と入札者との関係
- 五 労働者の具体的供給方法
- 六 過去に施工した公共工事名及び発注者並びに履行状況
- 七 第一次下請の予定業者及び予定下請金額
- 八 経営内容及び信用状態（建設業法違反の有無、賃金の支払状況、下請代金の支払状況等）

九 前各号に掲げるもののほか、契約担当者等が調査に必要とする事項

(委員会への報告)

第7条 総務部長は、前条の調査（以下「調査」という。）を終了したときは、当該調査の結果を委員会に報告する。

(委員会の審査結果に基づく落札者の決定等)

第8条 委員会は、前項の規定による報告（以下「報告」という。）を受けたときは、調査基準価格未満の価格を提示した入札者のうち最低価格を提示した入札者による履行（以下「履行」という。）の可否を審査する。

2 総務部長は、前項の規定による審査（以下「審査」という。）の結果、委員会が、履行が確保できると決定したときは、当該入札者を落札者とし、その旨を通知する。

3 総務部長は、審査の結果、委員会が、履行が確保できないおそれがあると決定したときは、当該入札者を落札者とし、その旨を通知する。

4 総務部長は、前項の規定により当該入札者を落札者とし、その旨を通知しない場合において、当該入札者以外の者で、入札価格が調査基準額未満の額を提示した者があるときは、入札順位に従って、調査及び報告を行うものとする。

5 総務部長は、前項の規定により調査基準価格未満の価格による入札者のうちに落札者とすべきものがない場合には、予定価格以下の価格をもって入札したその他の者のうち、最低価格をもって入札したものを落札者とし、その旨を通知する。

(審査結果の公表)

第9条 第1条の規定による調査（以下「低入札価格調査」という。）の結果については、当該入札経過結果表に低入札価格調査結果書（別記様式）を付して閲覧に供する。

(監督及び検査の強化)

第10条 契約担当者等は、第8条第2項の規定により落札者の決定があった場合は、適正な履行の確保を図るため、関係機関と十分協議し、施工に当たっての監督及び検査の強化に努める。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務部経理課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成15年3月24日14中総経第301号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月14日18中総経第184号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日20中総経第46号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月4日23中総経第29号）

この要綱は、平成23年4月4日から施行する。

附 則（平成29年3月1日28中総経第337号）

1 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

- 2 この要綱による改正後の中央区低入札価格調査制度運用要綱第2条の規定は、この要綱の施行の日以後に公告される工事について適用し、同日前に公告された工事については、なお、従前の例による。

附 則（令和8年6月30日8中総経第652号）

- 1 この要綱は、令和8年月6月30日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区低入札価格調査制度運用要綱第3条の規定は、この要綱の施行の日以後に公告される工事について適用し、同日前に公告された工事については、なお、従前の例による。

低 入 札 価 格 調 査 結 果 書

件 名	
入 札 日	
入札者名	
低入札価格 調査委員会 の審査結果	審査対象者を落札者と する ・ しない
理 由	
決 定 日	